内閣衆質二〇四第一〇三号

令和三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆 議院議長 大 島 理 森殿

衆議院議員長妻昭君提出生活保護の生活扶助基準に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出生活保護の生活扶助基準に関する質問に対する答弁書

一について

指すのであれば、 御指摘 \mathcal{O} 「地裁の判決」が生活扶助基準の改定に関する令和三年二月二十二日の大阪地方裁判所判決を 同判決については、 被告である大阪市等が控訴しているところであると承知しており、

同判決を受けて生活扶助基準を改定することは考えていない。

扶助相当CPIに係る統計の利用方法について、 五十三号) また、 行政機関における統計の利用方法に関する調査、 第四十五条各号に掲げる統計委員会の所掌事務に含まれないため、 御指摘 \mathcal{O} 審議等については、 「検証作業」を行うことは考えてい 統計法 厚生労働省が作成した生活 (平成十九年法律第 な

び全国品 趣旨が必ずしも明らかではないが、 1 Ι て算出したものであり、 については、 さらに、 目別ウエ 「生活扶助相当C 生活扶助に相当する全ての品目 イト (全国 適切なものであったと考えている。 P I の消費支出全体に占める品目ごとの支出額の割合をいう。 (物価は 平成! 指数) 二十五年の生活扶助基準の改定において用いた生活扶助 の計算に問題がなか の全国品目別CP Ī ったか」とのお尋ねについては、 (全 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 品 目別 価 格指数をいう。 以下同じ。) 和当 C を用 その 及 P

一及び四について

二十年としたことを指すのであれば、 扶助基準の改定において、 検証である平成十九年に行った検証の結果等を踏まえて定めたものであることから、 の消費実態との均衡について検証を行うこととしており、 生活扶助基準の改定において物価の動向を勘案するに当たり、生活扶助相当CPIを比較する起点を平成 御指摘 \mathcal{O} 「生活扶助相当CPIを計算するときの比較の起点を二○○八年にした」が、平成二十五年の 平成二十年を比較の起点とした生活扶助相当CPIの変化率を勘案したもので その理由については、 平成二十年度の生活扶助基準は、 生活扶助基準は、 五年ごとに一般低所得世 平成二十五年の生活 当 時 0 直 近 \mathcal{O}

扶助から支出することが想定される全ての品目について算出したものであり、 は、 非常に強く出た」 も明らかではないが、 御指 恣意的 摘 \mathcal{O} な判断を排除する観点から、 「生活扶助相当CPIの下落率が著しく大きくなった」、 及び 「電気製品 平成二十五年の生活扶助基準の改定において用いた生活扶助相当CPIに の価格指数低下の影響が非常に強く出ている」の意味するところが必ず テレビやビデオレコーダー、 パソコン等の電気製品を含め、 「電気製品 これを基に算出した生活扶 の価格指数低下の影響が ついて 生活

ある。

態との均衡を図る観点からその水準を調整することとしており、 世帯の実態からはかけ離れている」との御指摘については、 助 『相当CPIの変化率については、適切なものであったと考えている。なお、 生活扶助基準については、一般国民の消費実 生活保護受給世帯の消費実態を基に定め 「厚労省の計算は生活保護

ることは適当ではないと考えている。

変化率を算出したものであり、 この手法については、 \mathcal{O} 年から平成二十三年までの期間における生活扶助相当CPIの変化率を算出したことを指すのであれば、 価指数の品目及び全国品目別ウエイトを用いて、 品 目及び全国 御指摘の「二〇〇八年~二〇一〇年の期間をパーシェ式にした」が、平成二十二年基準消費者物 |品目別ウエイトについて、 可能な限り最新 適切なものであったと考えている。 の消費実態を反映した物価の動向を勘案するため、 当時の最新のデータであった平成二十二年のものを用いて当該 平成二十年から平成二十二年までの期間を含む平成二十 消費者物価指数

二について

十七年の数値を百とした平成二十二年の消費者物価指数 平成二十三年八月十二日に総務省が公表した「パーシェ (持家の帰属家賃を除く総合の年平均の指数をい ・チェックの結果について」にお いては、 平成

手法により適切に算出したものであり、 が、いずれも国際労働機関等により作成された「消費者物価指数マニュアル:理論と実践」に基づく計算 となっている。御指摘の「大きな統計誤差を含んだ数値」の意味するところが必ずしも明らかではない う。)について、御指摘の「ラスパイレス式」に基づくものは九十九・七、 は九十三・一となっており、平成十七年からの下落率は、それぞれ○・三パーセント、六・九パーセント 統計上の誤差が大きいとは考えていない。 「パーシェ式」に基づくもの